

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業(農泊地域創出タイプ)・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価	
必須要件	1	事業目的の理解度、事業の必要性	1	<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口が拡大するなど当該地域における所得及び雇用の増大に繋がる取組であるか(取組を実施することで農山漁村の裨益に結びつくか)。 ・集落連合体や地域ぐるみの取組により、集落の維持・再生に繋がる取組であるか。 ・地域の課題解決やニーズに対応するため、都市と農山漁村の交流や新たなライフスタイルの実現を目指す取組であるか。 ・都市住民や訪日外国人旅行者の農山漁村に対する関心の高まりを背景として、様々な受入が実施される取組であるか。 	合・否・不明で判断	10項目のうち1項目でも否があれば、指定失格
			2	<ul style="list-style-type: none"> ・目標が過大となっていないか。また、収支見通しは根拠をもって設定されているか。 ・目標設定についてデータや参考資料が適切であるか(施設整備事業を併せ行う場合において、整備する施設の利用計画が適切に設定されているか(宿泊利用者=定員×営業日数であるなど、無謀な計画とはなっていないか))。 ・収益化に向け、地域資源活用の実現性が高くかつ具体的な計画か。 		
				3		
公表前必須要件	1	積算の妥当性	1	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性のイベント経費、外部委託費に偏ることなく、自立・継続的活動の実現に向けた予算編成であるか。また、単価設定が適切に整理され、効率的な経費の使用が見込まれるなど、積算根拠が明確であるか。 ・補助対象外経費を含め、事業実施に必要な経費が計上されているか。 ・積算が過大でなく、不適切な経費が含まれていないこと。 ・コンサルタント等への委託について、事業内容の根幹を成すものや委託費の割合が原則過半を超えないこと。 	合・否で判断	事業計画策定時までに全てクリアする(交付対象事業者要件)

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業(農泊地域創出タイプ)・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
個別事項	1	合意形成の手法	1 農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	1 農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
			2 ビジネス化に向けてノウハウを持った人材、従業員等の確保をどのように行っていくか。また、農泊の取組を持続的に行うための具体的な検討がなされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	3	地域資源の活用	1 従来からの観光資源に留まらず、古民家、地域食材、地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	4	マーケティング手法等の有効性	1 ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	5	農林漁業者等への裨益	1 農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどの様に寄与するのか明確にされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	6	創意工夫等	1 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫が見受けられるか。また他の地域へのモデルになり得るか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
7	行政との連携の有無	1 市町村が事業実施主体に参画又は連携体として関わっているか。若しくは都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であること。	10点	10点(市町村が事業実施主体に参画している) 5点(市町村が連携体として関わっている。又は都道府県で行う広域ネットワーク事業において農泊実施地域として選定されている)	

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業(農泊地域創出タイプ)・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
施策との関連等	1	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1 中山間地農業振興指針(平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知)に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合	3点	1つでも該当すれば3点
		みどりの食料システムとの関連	2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合		
		「デジ活」中山間地域との関連	3 ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において実施される取組である場合		
	2	地域再生計画との関連	1 ・地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合	1点	該当すれば1点
	3	国土強靱化地域計画との関連	1 ・強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合	1点	該当すれば1点
4	地域おこし協力隊との連携	1 ・総務省の地域おこし協力隊(元隊員含む)を農泊の取組において活用する場合	1点	該当すれば1点	
5	交付決定取消しの原因となる行為の有無	1 過去3か年に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合、△15点とする。	-15点	該当すれば-15点	

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業（農泊地域経営強化タイプ）・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
必須要件	1	事業目的の理解度、事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口が拡大するなど当該地域における所得及び雇用の増大に繋がる取組であるか(取組を実施することで農山漁村の裨益に結びつくか)。 ・集落連合体や地域ぐるみの取組により、集落の維持・再生に繋がる取組であるか。 ・地域の課題解決やニーズに対応するため、都市と農山漁村の交流や新たなライフスタイルの実現を目指す取組であるか。 ・都市住民や訪日外国人旅行者の農山漁村に対する関心の高まりを背景として、様々な受入が実施される取組であるか。 	合・否・不明で判断	10項目のうち1項目でも否があれば、指定失格
		事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画への有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標が過大となっていないか。また、収支見通しは根拠をもって設定されているか。 ・目標設定についてデータや参考資料が適切であるか(施設整備事業を併せ行う場合において、整備する施設の利用計画が適切に設定されているか(宿泊利用者＝定員×営業日数であるなど、無謀な計画とはなっていないか)。 ・収益化に向け、地域資源活用の実現性が高いかつ具体的な計画か。 		
		事業遂行のための実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・各取組の責任者、業務分担及び体制を示すなど、事業実施が可能な体制を有しているとともに、地域づくりに関する経験が豊富なリーダーやプロジェクトマネージャーを有しているか。 ・会計基準の制定や、簿記資格をもつ人材を配置している。又は経営処理を行う体制を有しているか。 ・第三者を含めるなど監査する体制を有しているか。 		
公表前必須要件	1	積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性のイベント経費、外部委託費に偏ることなく、自立・継続的活動の実現に向けた予算編成であるか。また、単価設定が適切に整理され、効率的な経費の使用が見込まれるなど、積算根拠が明確であるか。 ・補助対象外経費を含め、事業実施に必要な経費が計上されているか。 ・積算が過大でなく、不適切な経費が含まれていないこと。 ・コンサルタント等への委託について、事業内容の根幹を成すものや委託費の割合が原則過半を超えないこと。 	合・否で判断	事業計画策定時までに全てクリアする(交付対象事業者要件)

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
個別事項	1	合意形成の手法	1 農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	1 ビジネス化に向けてノウハウを持った人材、従業員等の確保をどのように行っていくか。また、農泊の取組を持続的に行うための具体的な検討がなされているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	3	地域資源の活用	1 従来からの観光資源に留まらず、古民家、地域食材、地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	4	マーケティング手法等の有効性	1 ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	5	選定要件に係る取組の実現性	1 過去に実施した農泊推進事業で明らかになった地域の「強み」と「弱み」を踏まえた新たな取組になっているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
			2 単価の引き上げや経営コストの節減により高付加価値化を目指す取組が検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	6	農林漁業者等への裨益	1 農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどの様に寄与するのか明確にされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	7	創意工夫等	1 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫が見受けられるか。また他の地域へのモデルになり得るか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
8	行政との連携の有無	1 市町村が事業実施主体に参画又は連携体として関わっているか。若しくは都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であること。	5点	5点(市町村が事業実施主体に参画している) 3点(市町村が連携体として関わっている。又は都道府県で行う広域ネットワーク事業において農泊実施地域として選定されている)	

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
施策との関連等	1	インバウンドへの対応	1 インバウンド受入促進重点支援地域のうち受入環境整備が必要と認定された団体であるか。	20点	該当すれば20点
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1 中山間地農業振興指針(平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知)に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合	3点	1つでも該当すれば3点
		みどりの食料システムとの関連	2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合		
		「デジ活」中山間地域との関連	3 ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において実施される取組である場合		
	3	地域再生計画との関連	1 ・地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合	1点	該当すれば1点
	4	国土強靱化地域計画との関連	1 ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合	1点	該当すれば1点
	5	地域おこし協力隊との連携	1 ・総務省の地域おこし協力隊(元隊員含む)を農泊の取組において活用する場合	1点	該当すれば1点
6	交付決定取消しの原因となる行為の有無	1 過去3か年に交付決定取消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合、△15点とする。	-15点	該当すれば-15点	

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

施設整備事業のみを実施する場合

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価			
必須要件	1	事業目的の理解度、事業の必要性	1	<ul style="list-style-type: none"> ・農泊推進事業や農泊に関する取組と関連したものになっているか。 ・関係人口が拡大するなど当該地域における所得及び雇用の増大に繋がる取組であるか(取組を実施することで農山漁村の裨益に結びつくか)。 ・集落連合体や地域ぐるみの取組により、集落の維持・再生に繋がる取組であるか。 ・地域の課題解決やニーズに対応するため、都市と農山漁村の交流や新たなライフスタイルの実現を目指す取組であるか。 ・都市住民や訪日外国人旅行者の農山漁村に対する関心の高まりを背景として、様々な受入が実施される取組であるか。 	合・否・不明で判断	8項目のうち1項目でも否があれば、指定失格		
			2	事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画への有効性			2	<ul style="list-style-type: none"> ・目標が過大となっていないか。また、収支見通しは根拠をもって設定されているか。 ・目標設定についてデータや参考資料が適切であるか(施設整備事業を併せ行う場合において、整備する施設の利用計画が適切に設定されているか(宿泊利用者＝定員×営業日数であるなど、無謀な計画とはならないか))。 ・収益化に向け、地域資源活用の実現性が高かつ具体的な計画か。
							2	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定についてデータや参考資料が適切であるか(施設整備事業を併せ行う場合において、整備する施設の利用計画が適切に設定されているか(宿泊利用者＝定員×営業日数であるなど、無謀な計画とはならないか))。
							2	<ul style="list-style-type: none"> ・収益化に向け、地域資源活用の実現性が高かつ具体的な計画か。
公表前必須要件	1	事業計画の妥当性	1	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たって必要となる経費が適切に計上されているか(耐震審査等の提案前に実施が必要な経費や撤去費用及び基本設計等の経費が含まれていないこと)。 ・工期が複数年となる場合は、年度ごとに実施する施工が完了するか。 ・施設、土地は所有しているか。所有していない場合、所有権は着工までに移転する見込みはあるか。又は賃貸借(市町村所有物件の場合は使用貸借も可)の見込みはあるか。 ・賃貸借で整備する場合、賃貸借契約が確実に行われる見込みはあるのか。また、賃貸借整備対象物件であるか。 ・収支見込みは妥当であるか。 	合・否で判断	事業計画策定時まで全てクリアする(交付対象事業者要件)		
			2	事業執行の確実性			1	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等から借入を行う場合、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類等により事業執行の見込みはあるのか。

施設整備事業のみを実施する場合

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
個別事項	1	合意形成の手法	1 農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	1 農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
			2 ビジネス化に向けてノウハウを持った人材、従業員等の確保をどのように行っていくか。また、農泊の取組を持続的に行うための具体的な検討がなされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	3	地域資源の活用	1 従来からの観光資源に留まらず、古民家、地域食材、地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 3点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	4	マーケティング手法等の有効性	1 ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 3点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	5	農林漁業者等への裨益	1 農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどの様に寄与するのか明確にされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
6	創意工夫等	1 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫が見受けられるか。また他の地域へのモデルになり得るか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可	

施設整備事業のみを実施する場合

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
施策との関連等	1	インバウンドへの対応	1 インバウンド受入促進重点支援地域のうち受入環境整備が必要と認定された団体であるか。	20点	該当すれば20点
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1 中山間地農業振興指針(平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知)に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合	3点	1つでも該当すれば3点
		みどりの食料システムとの関連	2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合		
		「デジ活」中山間地域との関連	3 ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において実施される取組である場合		
	5	地域再生計画との関連	1 ・地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合	1点	該当すれば1点
	6	国土強靱化地域計画との関連	1 ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合	1点	該当すれば1点
	7	交付決定取消しの原因となる行為の有無	1 過去3カ年に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合、△15点とする。	-15点	該当すれば-15点